

# 公益財団法人岐阜県市町村振興協会役員等の報酬及び費用に関する規則

平成24年4月1日

規則第5号

## (目的)

第1条 この規則は、公益財団法人岐阜県市町村振興協会（以下「この法人」という。）定款第13条第3項及び第28条第3項の規定に基づき、この法人の役員等に支給する報酬及び費用に関し必要な事項を定め、もって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益法人認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることを目的とする。

## (用語の定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員 定款第22条に基づき置かれた理事及び監事をいう。
- (2) 評議員 定款第10条に基づき置かれた評議員をいう。
- (3) 役員等 前2号の役員及び評議員をいう。
- (4) 報酬 役員等が職務遂行の対価として受ける財産上の利益で、この法人が支給するものをいう。
- (5) 費用 役員等が職務遂行に伴い発生する旅費及び諸経費で、この法人が支給するものをいう。

## (報酬の金額等)

第3条 役員等の報酬の金額、支給方法等は、次のとおりとする。

- (1) 常勤の役員等の報酬は、公益財団法人岐阜県市町村振興協会事務局職員就業規則第8条に定める給与をもって充てる。
  - (2) 非常勤の役員等が、この法人の理事会、評議員会、その他の会議に出席したとき及び監事が監事の職務に従事したときの報酬は、日額とし、別表の区分に応じて、それぞれに定める総額の範囲内において支給する。ただし、法令等に基づき報酬から控除すべき金額がある場合には、その金額を控除して支給する。
  - (3) 役員等が、国家公務員法第2条及び地方公務員法第3条に規定する一般職及び特別職の公務員である場合並びに常務理事及び岐阜県町村会事務局長には、報酬を支給しない。
- 2 前項第2号の報酬は、通貨で本人に支給する。ただし、本人からの申し出により、本人名義の金融機関口座に振り込みすることができる。

## (費用)

第4条 役員等が、この法人の職務の遂行のために出張したときは、旅費を支給することが

できる。

- 2 前項の旅費の額は、岐阜市職員旅費条例に規定する「市長、副市長、常勤の監査委員、教育長」の旅費相当額とし、岐阜市職員の例により支給する。
- 3 前2項により支給する旅費のほか、役員等が、この法人の職務の遂行に伴い発生する諸経費については、その証拠となる書類に基づいて支払うことができる。

(公表)

第5条 この規則をもって、公益法人認定法第20条第2項の規定による公表とする。

(改廃)

第6条 この規則の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第7条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て別に定める。

附 則

この規則は、公益財団法人岐阜県市町村振興協会の設立の登記の日から施行する。

別表（第3条関係）

役 職	勤務形態	報酬の年額 (総額)	報酬 (日額)
理事長、その他の理事	非常勤	120,000 円	10,000 円
監事（公認会計士・税理士以外）	非常勤	120,000 円	10,000 円
監事（公認会計士、税理士）	非常勤	420,000 円	35,000 円
評議員	非常勤	120,000 円	10,000 円